

令和2年4月30日

保護者 各位

青森県立浪岡高等学校
校長 對馬 嘉 晴

学校の再開について

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、新型コロナウイルス感染症対策のための県教育委員会の通知を受け、令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで臨時休業としているところですが、4月30日付で県教育委員会から教育活動の再開の通知が出されたことから、下記のとおり **5月7日（木）**より学校を再開することといたしました。

つきましては、生徒の感染防止のために最善を尽くしながら教育活動に努めて参りますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、学校ホームページに掲載いたしました「保健だより」をご覧ください、ご家庭におきましても、お子様の健康観察を行うなど、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 今後の日程

（1）5月8日（金）

尿検査2次、進路志望調査

（2）5月13日（水）

防災訓練

（3）5月19日（火）～21日（木）

◎ 予定しておりました中間考査は行わないこととし、平常授業に変更します。

（4）5月22日（金）

◎ 遠足を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、空き缶壁画にかかわる活動のほか、生徒総会等を行います。

※ 上記のように5月7日から学校を再開しますが、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県教育委員会が関係機関と協議し、再度臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

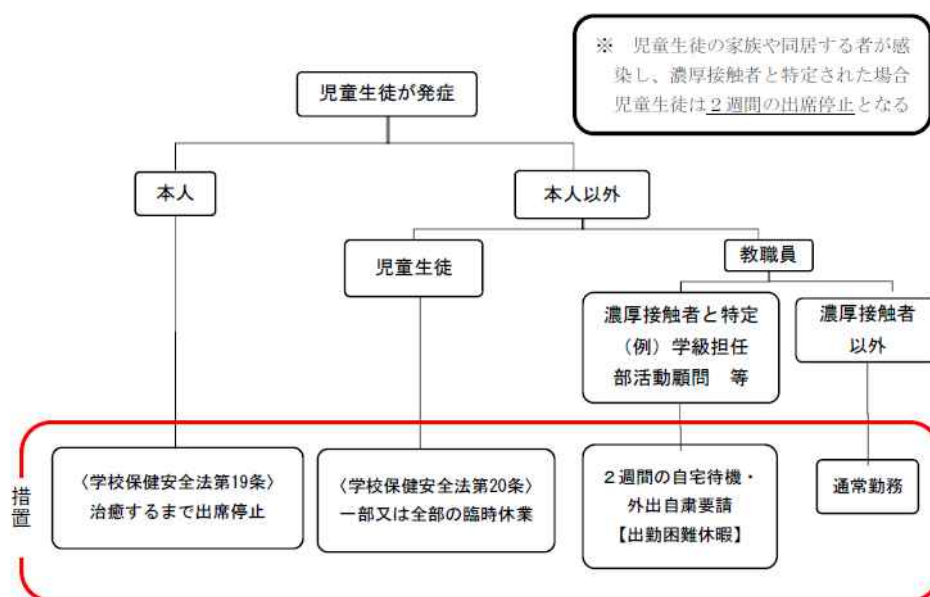
※ もし、延長するような事態が生じた場合は、緊急メールでお知らせしますので、本校ホームページをご確認ください。

2 出席停止措置及び臨時休業措置について

(1) 生徒が発症した場合

①発症した児童生徒:出席停止(学校保健安全法第19条)

②発症した者以外の児童生徒:学校全部又は一部の臨時休業(学校保健安全法第20条)



(2) 出席停止や濃厚接触者の取り扱いについての詳細は、青森県教育委員会のホームページに掲載しております。

3 留意事項 (県教育委員会の通知に沿って)

(1) 登校前には、毎朝必ず検温し、健康観察をして下さい。

(2) 発熱・咳・強いだるさ・疑わしい症状の場合は、自宅で休養して下さい。欠席ではなく、出席停止の扱いとなります。

(3) 文部科学省の通知を受け、学校再開に向けてご家庭においてマスクの準備をお願いしたいと考えておりますが、マスクの入手が困難となっているため、手作りマスクの活用などの工夫をお願いします。

(4) 校内の換気を行うことから寒くなることが考えられますので、衣服での調整をお願いします。

(5) 放課後、校内の消毒も行っていますが、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

(6) 部活動についても、換気や練習内容を工夫するなどして再開しますが、飲み物、タオル、身につける用具は各自で準備し、共有を避けるようお願いします。

(7) 公共交通機関等を利用して通学する生徒は、以下のことに気をつけて下さい

ア. バスや電車の中では会話を控え、間近で会話や発声をする密接場面を避けること。

イ. くしゃみや咳が出るときは、以下の3つの咳エチケットを行うこと。

①マスクを着用する ②ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う ③袖で口・鼻を覆う
ウ. バスや電車のつり革及び降車ボタン等での接触感染を防ぐために、公共交通機関等を利用する前後は、必ず手洗いをすること。

エ. 公共交通機関等は、可能な限り、混み合う時間帯を避け利用すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症防止についての詳細は、青森県教育委員会のホームページで随時更新されております。